

## 【アンチ・ドーピング諸規則に関する改訂点（要約）】

全体的に大きな変更はありませんが、記載内容ならびに表現の変更が主体となります。尚、以下、赤字で記載した「ホルモテロールの許容吸入投与量変更（増量）」ならびに「GLP-1アナログはリラグルチドを含め禁止されない」についてはご一読ください。

### 1. 2013年禁止表国際基準の改訂点

#### <常に禁止される物質と方法（競技会（時）及び競技会外）>

##### S0. 無承認物質（定義の明確化）

（変更前 2012 年）

禁止物質のどのセクションにも該当せず、人体への治療目的使用が現在どの政府保健医療当局でも承認されていない薬物（前臨床段階、臨床開発中、あるいは臨床開発が中止になった薬物、デザイナードラッグ、動物用薬）は常に禁止される。

（変更後 2013 年）

禁止物質のどのセクションにも該当せず、人体への治療目的使用が現在どの政府保健医療当局でも承認されていない薬物（前臨床段階、臨床開発中、あるいは臨床開発が中止になった薬物、デザイナードラッグ、動物への使用のみが承認されている物質）は常に禁止される。

##### S1. 蛋白同化薬（物質名の追加）

エチオコラノロンをテストステロン代謝物の例として追加となった。

##### S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質

2012年にはS2-3 インスリン類の記載があったが、2013年ではその作用機序に基づきS4. ホルモン調節薬および代謝調節薬（S4.5 代謝の調節薬）に移動。

##### S3 ベータ2作用薬（ホルモテロールの許容吸入投与量変更（増量）につき）

（変更前 2012 年）すべてのベータ2作用薬は両光学異性体を含め禁止される。

だし、サルブタモール（24時間で最大1600 $\mu$ g）、ホルモテロール（24時間で最大36 $\mu$ g）およびサルメテロールが、製造販売会社によって推奨される治療法に従って吸入使用される場合は除く。

尿中のサルブタモールが1000ng/mlを越える場合、あるいは尿中ホルモテロールが30ng/mlを超える場合は、治療を意図した使用とはみなされず、管理された薬物動態研究を通してその異常値が上記の最大治療量（サルブタモール（最大1日用量1600 $\mu$ g）、ホルモテロール（最大1日用量30 $\mu$ g））以下の吸入使用の結果であることを競技者が立証しないかぎり、違反が疑われる分析として扱われることになる。

（変更後 2013 年）すべてのベータ2作用薬は、関係するすべての光学異性体（例え

ば d体および l 体) を含め禁止される。

ただし、サルブタモール (24 時間で最大 1600  $\mu$ g)、ホルモテロール (24 時間で最大 54  $\mu$ g) およびサルメテロールが、製造販売会社によって推奨される治療法に従って吸入使用される場合は除く。

尿中のサルブタモールが 1000ng/ml を越える場合、あるいは尿中ホルモテロールが 30ng/ml を超える場合は、治療を意図した使用とはみなされず、管理された薬物動態研究を通してその異常値が上記の最大治療量 (サルブタモール (最大 1 日用量 1600  $\mu$ g)、ホルモテロール (最大 1 日用量 40  $\mu$ g)) 以下の吸入使用の結果であることを競技者が立証しないかぎり、違反が疑われる分析として扱われることになる。

#### S4 ホルモンおよび代謝の調節薬

- 1) インスリン類の項目が S2 より S4-5a に移動。
- 2) **インスリン以外の抗糖尿病薬は、GLP-1 受容体作用薬エキセナチド、GLP-1 アナログのリラグルチドを含め禁止されない。TUE 申請の必要なし。**

#### 禁止方法

##### M.1 血液および血液成分の操作

- 1) 2012 年「酸素運搬能の強化→2013 年「血液および血液成分の操作」に変更
- 2) (変更前 2012 年)

1. 血液ドーピングの禁止

自己血、同種血、異種血、又はすべての赤血球製剤を投与することを含む

2. 酸素摂取や酸素運搬、酸素供給を人為的に促進すること

※但し、酸素自体の補給は禁止しない

(変更後 2013 年)

1. 血液ドーピングの禁止

自己血、同種血、異種血、又はすべての赤血球製剤をいかなる量でも循環系へ投与するあるいは再び戻すこと

2. 酸素摂取や酸素運搬、酸素供給を人為的に促進すること

※但し、酸素自体の補給は禁止しない

3. 血液あるいは血液成分を物理的あるいは化学的手段を用いて血管内操作すること (追加)

##### M2. 化学的・物理的操作

M2-3. いかなる量でも血液を採取し、操作を加え、循環系へ再び戻す一連の処置は禁止される (M1-3 項目に含まれるため 2013 年では文言削除)

##### M3. 遺伝子ドーピング (定義の明確化)

(変更前 2012 年)

1. 核酸または核酸配列の移入
2. 正常なあるいは遺伝子を修飾した細胞の使用

(変更後 2013 年)

1. 核酸のポリマーまたは核酸アナログの移入
2. 正常なあるいは遺伝子を修飾した細胞の使用

#### <競技会検査で禁止対象となる物質と方法>

##### S6. 興奮薬 (定義の明確化、物質名追加)

(変更前 2012 年)

すべての興奮薬 (関連した物質の両光学異性体も含む) は禁止される

(変更後 2013 年)

すべての興奮薬 (関連するすべての光学異性体 (例えば *d*体および *l*体) を含む) は禁止される

##### S6-b. 特定物質の興奮薬

オキシフロリン：別名であるメチルシネフリン追加

#### <特定競技において禁止される物質>

##### P2. ベータ遮断薬 (対象競技の変更)

航空スポーツ、プール、ブリッジ、ナインピン、テンピンボウリングおよびパワーボードが削除。

#### <監視プログラム>

##### 2. 麻薬：競技会 (時) のみ (物質名追加)

タペンタドール追加

※WADA code (2013 年版) の詳細につきましては、日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) のウェブサイトから確認してください。

日本アンチ・ドーピング機構ホームページ <http://www.anti-doping.or.jp/>

(財) 日本自転車競技連盟 アンチ・ドーピング委員会